

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年11月9日(2006.11.9)

【公開番号】特開2005-102771(P2005-102771A)

【公開日】平成17年4月21日(2005.4.21)

【年通号数】公開・登録公報2005-016

【出願番号】特願2003-336775(P2003-336775)

【国際特許分類】

**A 6 3 F 7/02 (2006.01)**

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 6 A

A 6 3 F 7/02 3 3 0

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月26日(2006.9.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技盤を支持する遊技盤取付枠と、

前記遊技盤の前面に形成される遊技領域と、

所定の発射位置に置かれる遊技球を前記遊技領域へ発射するための発射装置と、

前記遊技盤取付枠の前面側にて開閉可能となるよう支持され、遊技球を貯留可能な球貯留部を有する前面扉と、

前記球貯留部から案内される遊技球を前記発射位置へと送る球送り機構とを備えた遊技機であって、

前記球送り機構を所定のケース部材に収容して一組化するとともに、該ケース部材を前記遊技盤取付枠側の所定の取付部に着脱可能に取付け、

前記前面扉の背面部において前記球貯留部に連通する球出口を備え、

前記前面扉の閉時において、前記球出口が前記球送り機構に連通されることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記ケース部材又は前記取付部の一方に、少なくとも1つの軸凸部を備え、他方に前記軸凸部が差し込まれる軸受部を備え、

前記ケース部材が前記取付部において回動可能に軸支されるよう構成したことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記ケース部材が特定の回動区間に位置する場合において、前記軸凸部が前記軸受部より取外し不能となることを特徴とする請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記ケース部材又は前記取付部の一方に、少なくとも1つの係止爪を備え、他方に前記係止爪が係止される爪受部を備え、

前記ケース部材を取着した状態で前記係止爪を操作可能としたことを特徴とする請求項1乃至3のいずれかに記載の遊技機。

【請求項5】

前記ケース部材は、前記球送り機構が配設されるケース本体部と、前記取付部に相対す

る側において前記ケース本体部に着脱可能に組付けられるケース蓋部とから構成されていることを特徴とする請求項1乃至4のいずれかに記載の遊技機。

【請求項6】

前記球送り機構は、遊技球を整列させつつ停留させる球誘導路と、前記球誘導路に停留される遊技球を1個づつ前記発射位置に送り出し可能な球送り部材と、前記球送り部材を駆動する駆動手段とにより構成されていることを特徴とする請求項1乃至5のいずれかに記載の遊技機。